資料1-2

議題１　私用車の公務使用許可について（刈谷市提出）

市名	回答				
	（２）私有車の任意保険を使用することができるか	（できる場合）	（その他の場合）	（３）任意保険を使用した場合の補填について	（３）契約者が家族等の場合の補填について
		任意保険の契約者	具体的に		
名古屋市	できる	その他	旅行中に交通事故を起こした場合における損害賠償に対する対人賠償額無制限及び対物賠償額無制限の任意保険に加入していること ※契約者については規定していない。	行っていない	
豊橋市	できない				
岡崎市	できる	その他	承認には自賠責保険のほかに、対人の賠償額が無制限、対物の賠償額が500 万円以上の任意保険契約の締結が必須であるが、本人の契約でなくても可としている。	保険料が増額しても市は補償しない	契約者が家族であっても市は補償しない
一宮市	できる	本人のみ		保険料の増額分を市が補填する運用とはなっていない。	
瀬戸市	できる	その他	私用車を公務利用する職員が家族限定特約等で補償されている場合は、任意保険契約者が当該職員でなくても可	保険料増額分等を市が補填する運用とはしていない	
半田市	できる	その他	契約者の種別については規定していない。	補填する運用となっていない。	
春日井市	できる	その他	契約者についての規定はありませんが、交通事故が発生した際に、要件を満たす保険により損害賠償がされる状態（職員が被保険者となっている等）であれば、契約者が職員本人である必要はないと考えています。	保険料の増額分の補填はありません。	
豊川市	できない				
津島市	できる	本人のみ		補填はありません。	
碧南市	できる	その他	同居の家族は可としている	補填をする運用になっていません。	補填をする運用になっていません。
刈谷市	できる	その他	職員が記名被保険者として契約が締結されているもの （上記、刈谷市自動車等運行管理規程第１２条第１項第３号のとおり）	任意保険等に係る保険料が増額する場合は、市は、当該任意保険等の契約者に対し、その増額分に相当する額（当該私有車を修繕するために車両保険を適用したことに伴う保険料の増額分に相当する額を除く。）を補償する。ただし、当該私有車を所有し、又は運転する者に故意又は重大な過失がある場合は、この限りでない。	なし
豊田市	できる	その他	契約者が家族などであっても、当該職員が補償の対象内であれば使用する。	できる	契約者が家族などであっても補填する。

議題１　私用車の公務使用許可について（刈谷市提出）

市名	回答				
	（２）私有車の任意保険を使用することができるか	（できる場合）	（その他の場合）	（３）任意保険を使用した場合の補填について	（３）契約者が家族等の場合の補填について
		任意保険の契約者	具体的に		
安　城　市	できる	本人のみ	第17条 公務により私有車を運行中事故が発生し、第三者に損害を与えたときは、国家賠償法（昭和22年法律第125号）、自賠法及び民法（明治29年法律第89号）の定めるところにより、市がその責任を負う。ただし、損害賠償金の支払いを要する場合において、第11条に定める保険契約により保険金を請求することができるときは、市はその権利を行使するものとする。	（損害の賠償等） 第17条第2項 私有車の事故により当該所有者が損害を受けたときは、市はその損害を補償する。ただし、当該所有者に故意又は重大な過失があるときは、この限りでない。	事例がないため、検討する必要が生じるものと解します。本市の場合、私有車とは「職員個人の所有する自動車及び原動機付自転車で業務のために使用するもの」と定めており、貴市のように割賦販売・リース物件の取り扱いを定めていないため、利用者欄に名義のある場合、私有車と言えるか判断に迷いますが、車検証上、所有者または利用者本人が加入する保険である必要があると考えます。
西　尾　市	できる	その他	対人無制限、物損1,000万円以上の保険が適用となるなら車両名義、保険契約の名義は問わない。	対物保険上限額を超える分は市が負担する。自車の修理代は車両保険に加入していても使わない。車両保険設定価格又は市有物件災害共済会の減価率の乗じた価格を上限として市が修理代を負担する。保険料上昇分の補填はしない。	車両の修理代は市が負担する。保険料上昇分の補填はしない。
蒲　郡　市	できる	その他	契約者の規定はない。家族の場合もある。	補填しない	
犬　山　市	できる	その他	本人に限定していない	増額分を市が補填しない	補償していない
常　滑　市	できる	その他	職員又は職員と生計を一にする親族	事故を起こした職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償額が保険金額を超える額について市が補償することができる。	生計を一にする親族であれば補償
江　南　市	できる	その他	契約者が家族などであっても、職員本人が特約などで補償されている場合は認めています。	補填は行っていません。	補填は行っていません。
小　牧　市	できる	その他	契約者を本人のみと規程していないが、職員が所有又は占有する自動車であり、対人及び対物共に無制限の任意の自動車損害賠償責任保険契約を締結している自動車としている	行っていない	
稲　沢　市	できる	その他	「当該職員が、その加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により損害を賠償する。」と規定しており、契約者が本人であるかそうでないかにより運用は変わりません。	補填は行いません	補填は行いません
新　城　市	できる	その他	契約主体に関する規定なし	なし	
東　海　市	できる	その他	公務使用申請を行った職員本人が運転時に保障される保険であることとしているため、加入者が本人であるか家族等であるかは問わない。	保険使用による保険料の増額分を市が補填する運用とはなっていない。	同左
大　府　市	できる	本人のみ		第三者に損害を与えた場合は、自動車損害賠償責任保険及び第４条第５号に規定する任意保険により損害賠償するものとする。この場合において、損害賠償金額が当該保険により支払われる金額を超えるときは、その超える金額を市が負担する。この場合において、当該職員は、損害賠償について第三者と協議し、及び示談契約するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。	規程されていない
知　多　市	できる	本人のみ		なし	なし

議題１　私用車の公務使用許可について（刈谷市提出）

市名	回答				
	（２）私有車の任意保険を使用することができるか	（できる場合）	（その他の場合）	（３）任意保険を使用した場合の補填について	（３）契約者が家族等の場合の補填について
		任意保険の契約者	具体的に		
知　立　市	できる	その他	取扱要領には、「当該職員の加入する任意保険」とあります。一方で私用車の公務使用は届出制であるため、契約者が家族であった場合でも、本人による運転が補償の対象であり、契約者も公務使用を承知していることが明確であれば、運用上は認めていく場合も想定されます。	修繕等に要する経費が本人の加入する任意保険でカバーしきれない場合、市が負担することもできるとなっていますが、保険料の増額分の補填は想定していません。	保険料の増額分の補填は想定していません。
尾張旭市	できる	その他	契約者が家族等でも、運転者限定の欄に「本人・配偶者」等、使用する本人が含まれていれば許可している。	要綱により、職員が第三者に損害を与えた場合は、当該職員の加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により損害を賠償することとなっている。また、損害賠償額が保険金額を超えるとき及び市長が特に必要と認めるときの示談書等の締結は、市長及び当該登録職員の連名で行わなければならないとしている。	－
高　浜　市	できる	本人のみ		ありません。	ありません。
岩　倉　市	できる	その他	契約者は問わず。	補填する制度はありません。	
豊　明　市	できる	本人のみ		私用車の任意保険を使用した場合、保険料の増額分等を市が補填する運用となはっていない。	左記と同様。
日　進　市	できる	その他	運転する職員に適用されること。	（損害賠償） 第９条　職員は、自家用車を公務使用中に当該自家用車により他人（以下「第三者」という。）の生命若しくは身体又は財物を害した場合における損害賠償については、当該職員が、その加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により損害を賠償する。ただし、損害賠償額が当該保険金額を超える場合は、当該職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、その超える額について市が負担する。この場合において、当該職員は、損害賠償について第三者と協議し、及び示談契約するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。	補填する
田　原　市	できる	その他	任意保険の契約内容による	個人の任意保険を使用するため、補填はない。	補填なし。
愛　西　市	できる	その他	補償されるのであれば契約者の制約なし	補填しない	補填しない
清　須　市	できる	本人のみ	ー	第９条　市は、既定経路において発生した交通事故の責任を負うものとし、交通事故の損害賠償額が当該職員の加入する保険における賠償額を超えたときは、その超えた賠償額について負担するものとする。 ２　前項の規定により市がその損害を賠償した場合において、当該交通事故が当該職員、その他関係者の故意又は重大な過失によって発生したものであるときは、市が賠償した額の全部又は一部を求償する。	記載なし
北名古屋市	できない			規定なし	規定なし
弥　富　市	できる	その他	本人が補償対象であれば、契約者が家族でも認めている。	していない	していない
みよし市	できる	その他	条文には任意保険の契約者についての規定はなく、私用車の承認を受けた者が加入する任意保険となっておりますが、過去に事例がないため、他市を参考にさせていただきたいと思います。	ありません。	ありません。

議題１　私用車の公務使用許可について（刈谷市提出）

市名	回答				
	（２）私有車の任意保険を使用することができるか	（できる場合）	（その他の場合）	（３）任意保険を使用した場合の補填について	（３）契約者が家族等の場合の補填について
		任意保険の契約者	具体的に		
あ　ま　市	できる	その他	車両の所有者と任意保険加入の有無を確認するのみ	補填は無いが、損害賠償額が当該保険金額を超える場合は、その超える額を市が負担する（職員に故意又は重大な過失がある場合を除く。）	同左
長 久 手 市	できる	その他	運転する職員が加入していることのみの規定	公務使用中に当該登録車により他人の生命若しくは身体又　は財物を害した場合における損害賠償については、当該職員が、その加入する自家用損害賠償責任保険及び任意保険により損害を賠償する。ただし、損害賠償額が当該保険を超える場合は、当該職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、その超える額について市が負担する。この場合において、当該職員の保険の保険金による損害賠償の額を超える損害賠償を協議しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。	規定としてはない。